

# 平成20年度 浄化槽技術管理者講習会実施のご案内

財団法人 日本環境整備教育センター

## 1. 主 旨

浄化槽法第10条第2項に基づき、処理対象人員501人以上の規模の浄化槽に置くこととされている浄化槽技術管理者を養成するための講習会で、当教育センターが実施するものです。

なお、浄化槽技術管理者の資格は、環境省関係浄化槽法施行規則第8条により「浄化槽管理士の資格を有し、かつ、同項に規定する政令で定める規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められた者であること」と規定されております。

また、環境省廃棄物対策課長より平成13年2月15日付けで各都道府県・各政令市浄化槽行政主管部(局)長宛に「浄化槽技術管理者の資質の向上を図ることは、浄化槽の適切な維持管理を推進するために重要であり、かかる観点から、処理対象人員が501人以上の浄化槽の維持管理に関する技術上の業務に必要な専門的知識及び技能に資する講習等を修了することが望ましいものであること。」として通知が出されております。

本講習を受講する際には、上記規則及び通知を十分にご理解の上、申請して下さい。

## 2. 講 習 内 容

(1) 講習時間………20時間(3日間)。なお、最終日には考査(1時間)が行なわれます。

(2) 教科目及び時間

- ① 浄化槽関係行政(3時間)                      ② 浄化槽管理総論(4時間)  
③ 技 術 総 論(5時間)                      ④ 技 術 特 論(8時間)

3. 受 講 資 格    浄化槽管理士であること。

4. 受 講 料    49,000円

## 5. 開催会場及び日程

会 場	講 習 期 間	受 付 期 間	講 習 会 場	受 講 申 請 受 付 機 関
東 京	平成20年 6月3日(火)～6月5日(木)	平成20年 5月1日(木)～5月16日(金)	(財)日本環境整備教育 センター2F大研修室 ☎03-3635-4880	(財)日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 ☎03-3635-4880
	9月2日(火)～9月4日(木)	8月4日(月)～8月18日(月)		
	平成21年 1月14日(水)～1月16日(金)	平成20年 12月1日(月)～12月15日(月)		
	3月3日(火)～3月5日(木)	平成21年 1月27日(火)～2月10日(火)		
	平成20年 11月5日(水)～11月7日(金)	平成20年 9月17日(水)～10月2日(木)		
宮 城	平成20年 12月10日(水)～12月12日(金)	平成20年 11月4日(火)～11月18日(火)	ホテルクレセント ☎022-397-3111	(社)宮城県生活環境事業協会 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-15 ☎022-783-8070
愛 知	平成20年 8月6日(水)～8月8日(金)	平成20年 7月2日(水)～7月16日(水)	愛知県産業貿易館 ☎052-231-6351	(社)愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 ☎052-481-7200
大 阪	平成20年 9月10日(水)～9月12日(金)	平成20年 8月5日(火)～8月19日(火)	大阪府社会福祉会館 ☎06-6762-5681	(社)大阪府環境水質指導協会 〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 ☎072-256-1056
福 岡	平成20年 12月2日(火)～12月4日(木)	平成20年 10月23日(木)～11月7日(金)	サンマリン福岡 ☎092-641-5060	(財)福岡県浄化槽協会 〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2 ☎092-947-1800

※講習会場は変更になることがありますので、申請する際にご確認ください。

## 6. 受講申請方法等

(1) 受講申請書………上記申請受付機関より入手して下さい。(無料)

(2) その他申請に必要な書類等

- ・写真(縦3.5cm、横3cm、申請前6ヶ月以内に撮影したもの)………2枚      ・50円切手………1枚
- ・浄化槽管理士免状の写し

## 7. 問 合 せ 先

財団法人 日本環境整備教育センター

〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 ☎03-3635-4880 ホームページ<http://www.jeces.or.jp>

社団法人 全国浄化槽団体連合会

〒162-0844 東京都新宿区市ヶ谷八幡町13東京洋服会館7F ☎03-3267-9757 ホームページ<http://www.zenjohren.or.jp>

## 8. そ の 他

受講申請後、申請者の都合により受講できない場合は、原則として申請書・受講料は返還いたしません。